



2025年2月17日

各位

上場会社名 三 共 生 興 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長CEO 井ノ上 明
(コード番号 8018 東証スタンダード市場)
問合せ先責任者 取 締 役 日野 尚彦
(TEL. 06-6268-5188)

中間配当制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月17日開催の取締役会において、中間配当制度の導入および定款の一部変更に関する議案を2025年6月下旬開催予定の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入の目的

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものです。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2025年6月下旬開催予定の第93回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができるよう所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第7章 計算 (剰余金の配当)</p> <p>第46条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、定時株主総会の決議によって期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>第7章 計算 (剰余金の配当)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 前項に定める場合のほか、当社は、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、取締役会の決議によって中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

2025年6月下旬(予定)

定款変更の効力発生予定日

2025年6月下旬(予定)

以 上